

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（河内長野市廃棄物減量等推進審議会）

第 2 2 条の 2 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、河内長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における一般廃棄物の減量化等に関する事項を審議する。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民団体の代表者

(3) 事業者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。